

令和2年度 法人本部事業計画

定款に定める当法人の目的

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

法人の理念 清水あすなろ福祉会のめざすもの

- 一、すべての子ども、障害のある人、高齢者が健康で文化的な生活がおくれるよう、地域の人々と力を合わせて、地域福祉の充実と向上に努め、施設として可能な限り必要な支援を行います。
- 二、子供たちが集団の中で、一人ひとりが大切にされ、高齢者や障害のある人も一人の人格として尊重される施設運営を目指し、常に努力します。
- 三、利用者・職員・地域住民・関係者の協力を基礎に健全な財政の確立に努め、一人ひとりの意見を大切にす民主的な運営・経営を行います。
- 四、公的な責任と共同の力で、だれもが、必要なときにいつでも利用できる福祉施設の実現を目指し、広範な人々と協力します。

法人本部理事会体制について

新宮理事がご家庭の事情により2020年3月末をもって理事退任となる。これによってあすなろの家をつくりあげる原動力となってきた「つくる会」からの理事が不在となる。つくる会自体はすでに発展的に解消し名称もあすなろ支える会と変わりその役割も変わってきているので、あえてつくる会からの理事推薦はなくなってもよいのかとは思いますがつくる会としてあすなろと関わってきた年月を考えると、その当時の気概をどう現在の理事会に受け継いでいくかということが問われることになる。

後任については安易な数合わせでの理事選任にならぬよう理事会の若返りも含めて少し時間をかけて検討する。そのため2020年度のスタートは理事12名でのスタートとする。

風の子保育園は現園長が2020年度末で園長退任するため引継ぎの体制づくりの一年となることに合わせ、後任園長として内定している白鳥主任保育士を理事会にオブザーバーとして1年間出席を求め、引継ぎをよりスムーズに行えるよう支援する。

なお他の2施設については従来同様、施設長理事が理事会に出席できない時に施設長理事が委任した職員がオブザーバーとして理事会に出席できることのほか、資料説明などで職員の補助を必要とするときなど事前に申請があった場合には施設長理事と合わせてもう一名の職員のオブザーバー出席を認めることとする。

なお、オブザーバー出席者は議長より発言を認められた場合のみ発言が許可され、採決権はない。

理事会開催は添付参考資料を基準として開催する。理事会への出席について市担当課による監査の際の意見として評議員会、理事会への出席において同一人が連続して欠席することは役員としてふさわしくないという見解が出された。当理事会としてはその見解を了とするものではないが、それでも評議員・理事としての責任を果たすうえでは連続した欠席はあまり好ましいものではない。年間開催計画日程に基づいて健康上、その他やむを得ざる場合は事前に理事長に届け出し、極力理事会への出席を優先させる努力をお願いしたい。

法人事務局体制について

法人本部事務局は前年度 3 人体制で行ってきたが今年度も引き続き 3 名で構成していく。現在、事務局会議は施設長会議と同時に開催され会議は 6 名で構成されているが今年度は風の子保育園白鳥さんをオブザーバーとして加えていく。会議の開催は従来通り原則として毎月第一金曜日の午後開催とする。

理事会の具体的取組課題

基本的課題

基本的な責任は施設運営が理念に反していないかのチェックと経営の継続性についての確認。これらは理事会での報告・討議を中心として行われている。

近年経理データの集計と見やすい形でのデータ加工が思うようにいかず、予算管理が適切に理事会で行われにくい状況が続いている。手法を検討し理事会で数値の確認が行ない易いシステムを考える。

情報発信について

法人だよりは引き続き施設情報と福祉情報を発信していく。

内容については現状をベースにしながら編集会議などで検討を加えより見ごたえのある内容を目指す。

ホームページによるインターネット配信について法人本部については内容としては適切な管理運営がなされていると考える。しかし 2019 年度に検討されてきたスマホからの閲覧を表示しやすくするための改良が進まずにいるので方向性を改めて確認し改良を進める。施設が運営するホームページについては依然としてこれまで提起されてきた状況が変わり切れていない。求められるものの一つは情報発信のスピード。もう一つは閲覧者の求める情報が表示されているかという視点。発信側が閲覧者に知らせたい情報を発信することも重要ではあるが知りたい情報は何かという視点をおろそかにしてはいないか。

HP の編集は基本的に各施設の責任ではあるが理事会としても内容に常に関心を持ち施設に対して適切に意見を伝えてゆく。

防災への取り組みについて

2019 年度に作られた防災委員会は 3 名の構成で取り組みを進めている。各施設の防災に関する規定なども取り揃い、内容の具体的点検に入った。いつ発生してもおかし

くないといわれる東海地震対策もさることながら近年頻発する異常気象と思われる台風のこれまでにないコースや大雨など、従来無縁と思われた地域でもいつ災害が発生してもおかしくない状況が生まれている。さらには自然災害以外の火災や食中毒、細菌感染など様々な事態が想定される。これらに対しどう備えるかという観点で防災委員会が中心となりながら施設に対して問題提起し、改善を考えていく。

地域懇談会について

4年目となる今年度、開催内容について再検討する。

細かな内容については理事会で検討することとするが、基本的には三施設の職員・利用者及び地域福祉関係者からの施設運営についての評価や問題点、社会情勢の変化の中であすなろ福祉会として取り組むべき内容或いは現状の改善点などを中心として意見交換・討議を行うような内容とする。

職員研修について

新入職員研修は引き続き行う。

内容についてはこれまでの内容を踏まえながらも一部見直しを行う。

社会福祉事業の位置づけを明確にし、憲法で保障された最低限度の生活保障の最後の砦としての役割を明確にしてゆきたい。

施設課題について

風の子保育園は賃金体系を検討することになっていたが園長引継ぎ問題が長引いた影響で具体的な検討にまでいたらなかった。今年度改めて検討に入る。

あすなろの家は新形態の介護予防を目的としたひかりサロンあすなろを一月にオープンさせた。前評判としては期待度の高いものであっただけに少しでも早く軌道に乗せたいものである。

ともの家は昨年購入した土地の有効利用計画の策定が求められる。

ともの家利用者のあすなろの家利用が現実のものとなったが、高齢化する障がいを持った方たちの生活について検討を深める必要性が高くなった。

理事の施設行事への積極的参加をお願いする件については数値目標ではないが2020年度も引き続き努力をお願いする。そのことによって職員の姿や動き、利用者やその家族、地域の方々との関係や距離感など、理事会で報告を受ける内容とは違う観点で施設と接することにより感じ取るものがあると考ええる。

その他

監事監査について

日常の各施設運営についての状況確認については引き続き野田、佐塚両監事による業務チェックと結果の理事長への報告をお願いしていく。